

### 固定資産税の減額制度

#### 【耐震改修工事に伴う減額】

一定の要件を満たす耐震改修工事を行った既存住宅の翌年度分（通行障害既存耐震不適格建築物であった場合は、改修後2年度分）の固定資産税（家屋分）を申告により、2分の1（長期優良住宅は3分の2）減額します。

#### 【申告期限原則改修工事後3か月以内】

#### 【バリアフリー改修工事に伴う減額】

一定の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った既存住宅の翌年度分の固定資産税（家屋分）を申告により、3分の1減額します。

#### 【申告期限原則改修工事後3か月以内】

#### 【省エネ改修工事に伴う減額】

一定の要件を満たす省エネ改修工事（熱損失防止改修工事）をした住宅の翌年度分の固定資産税（家屋分）を申告により、3分の1（長期優良住宅は3分の2）減額します。

#### 【申告期限原則改修工事後3か月以内】

#### 【長期優良住宅建築に伴う減額】

一定の要件を満たす長期優良住宅認定を受けた新築住宅について、申告により5年度分（建築確認申請書

で3階建て以上の中高層耐火、準耐火住宅と確認できるものは7年度分）の固定資産税（家屋分）を減額します。

#### 【申告期限新築した年の翌年の1月31日まで】

長期優良住宅の認定については、東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課（☎042-404-2154）にお問い合わせください

#### 【共通】

■申告書配布場所等資産税課（市役所第二庁舎3階）、市ホームページ

■注意事項新築軽減など他の減額措置と同時に適用はできません（バリアフリー改修工事と省エネ改修工事は、同時に適用できません）

■他要件等詳しくはお問い合わせください

■所定の申告書に必要事項を明記し、必要書類を添えて、資産税課家屋係（☎042-387-9821）へ

#### 【その他の住宅改修を支援する制度】

▽木造住宅耐震改修助成金  
まちづくり推進課住宅係（☎042-387-9861）

▽重度の下肢・体幹機能障がい等がある方への住宅設備改善支援  
自立生活支援課相談支援係（☎042-387-9841）

▽自立支援のための住宅改修  
介護福祉課高齢福祉係（☎042-387-9843）

▽介護保険制度の住宅改修  
介護福祉課介護保険係（☎042-387-9822）

## こがねい未来通信



35

3月28日に、市議会においてご議決をいただき、同日付で、第5次基本構想・前期基本計画を策定しました。

新たな基本構想では、市の将来像を「いかそうみどり増やそう笑顔 つなごう人の輪 小金井市」としています。みどりや笑顔があふれる小金井市を、市民・事業者・行政等の「私たち」が、人の輪でつくっていく、その思いがあふれるビジョンです。

第5次基本構想・前期基本計画の策定過程では、従来に比べて多くの市民参加の場を設け、その貴重なご意見を、公募市民を含む長期計画審議会でご議論いただきました。

従来からの市民参加の機会である市民意向調査、子ども懇談会、市民懇談会、パブリックコメントに加えて次のような取り組みを行っています。本市のイメージ等を把握するため、協定を結ぶ大学・専門学校の学生千400人を対象に学生アンケートを実施しました。

卒業後に小金井市に住みたいと答えた人は約8%、自然環境・住環境が魅力だが、遊びや買い物課題と感じている人が多いことが浮き彫りになりました。

市内小学校3校にて、小学生の考える本市の未来を把握することを目的に、授業の中で本市の未来を創造した作品を創作していただきました。市民と市職員が、本市のイメージや求めるまちの姿、市

民ができることをワールドカフェ方式で考える、こが☆カフェを開催しました。開発と自然の共存、施設と交通の整備、子育てしながら働ける場所等が課題とされました。

ライフステージの大きな変化がある18〜39歳の市民を対象として、本市に住み続けるために必要なことについての意見を伺う、1839会議を実施しました。緑豊かで人に優しく、近隣も含めて魅力的でどかな地域であり、子どもが育つのによい環境のまちであるとされました。

高校生世代を対象として、大人になっても本市に住み、また訪れる人を増やすため、アオハルカイギを開催し、本市の魅力を検討していただきました。柔軟な発想で、イベント等の提案がされました。私も、市長としてこうした場に参加しました。参加された皆様の熱意と真剣な議論に深く感謝しております。

第5次基本構想・前期基本計画は、市ホームページおよび図書館等でご覧いただけます。市報8月1日号には特集記事を掲載する予定です。市では担当職員による出前講座も実施しております。幅広い市民の皆様の思いが詰まった新たな計画です。ぜひご覧ください。

小金井市長

西田真一郎

相談名	とき	ところ・問合先	相談名	とき	ところ・問合先
市民相談	月曜～金曜日 (市役所執務時間内)	広報秘書課広聴係 (市役所第二庁舎1階 ☎042-387-9818)	労働相談	月曜～金曜日 午前9時～午後5時	労働相談情報センター国分寺事務所 (国分寺市南町3-22-10 ☎042-321-6110)
外国人相談 (English)	随時 (Irregular)	▷ところ=市民相談室 ▷予約が必要です (法律相談、 税務相談は月1回まで)	高齢者介護相	月曜～土曜日 午前9時～午後5時30分	▷小金井きた地域包括支援センター (桜町1-9-5 ☎042-388-2440) ▷小金井みなみ地域包括支援センター (前原町5-3-24 ☎042-388-8400)
法律相談	7月5・7・12・14・19・21・26・28日	▷法律相談、交通事故相談は、6月16日から、直接または電話で受け付け	高齢者向け住宅改修相談	第1～4火曜日、第2・4木曜日 午後1時15分～5時15分 ※電話で各地域包括支援センターへ予約してください	▷小金井ひがし地域包括支援センター (中町2-15-25 ☎042-386-6514) ▷小金井にし地域包括支援センター (貫井北町2-5-5 ☎042-386-7373)
人権・身の上相談	7月19日	▷外国人相談は、相談日の1週間前までに、直接または電話で受け付け (For English consultations, reservation by phone or in person is requested a week in advance.)	木造住宅耐震相談	第2木曜日 午後1時30分～4時30分	まちづくり推進課住宅係 (市役所第二庁舎5階 ☎042-387-9861) へ1週間前までに予約してください
建築・登記・表示登記相談	7月6日	▷その他の相談は、相談日の当日午前9時～正午に、直接または電話で受け付け	シルバー人材センター相	第2木曜日 (祝日の場合は第1木曜日) 午後1時～3時 (午後1時までに来所の方)	シルバー人材センター本町作業所 (本町6-5-16 ☎0422-27-7117)
行政相談	7月21日	▷広報秘書課広聴係 (☎042-387-9818) へ予約してください	福祉サービス苦情・相談	水曜日 午後1時～5時	福祉オンブズマン事務局 (市役所第二庁舎8階802会議室 ☎FAX=042-383-1225) へ予約してください
相続等暮らしの書類作成相談	7月20日	▷自立生活支援課 (市役所第二庁舎2階 ☎042-387-9841 FAX042-384-2524)	創業相談店舗・事務所物件探し相談	月曜～金曜日 午前10時～午後6時	▷ところ=東小金井事業創造センター (梶野町1-2-36) ▷同センターホームページ (http://ko-to.info/) 申込フォームまたは電話 (☎0422-31-2040) で予約してください
交通事故相談	7月12日	▷教育相談所 (本町6-5-3シャトー小金井別館3階 ☎042-384-2508)	福祉総合相談 (ひきこもり相談含む)	▷月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時 ▷原則第1日曜日 (市休日窓口の第一開庁日に準ずる)	福祉総合相談窓口 (自立相談サポートセンター) (本町5-36-17 ☎042-386-0295)
年金・労務相談	7月5日	▷経済課 (市役所第二庁舎4階 ☎042-384-4999)			
手話通訳者設置	▷午前9時～午後1時=7月4・11・19・25日 ▷午後1時～5時=7月7・14・21・28日				
女性総合相談 (夫婦・家族・人間関係)	7月1・8・14・15・22・29日 午後1時30分～4時30分	▷ところ=市民相談室 ▷企画政策課男女共同参画室 (☎042-387-9853) へ予約してください			
ひとり親・女性相談	月曜～金曜日 (市役所執務時間内)	子育て支援課 (市役所第二庁舎3階 ☎042-387-9836)			
教育相談	月曜～土曜日 午前9時～午後4時30分				
消費生活相談	月曜～金曜日 午前9時30分～午後4時 (正午～午後1時を除く)				

## 7月の相談日

お気軽にご相談ください